

## 京都府犯罪被害者等支援条例（仮称）の制定について（骨子案）

令和4年11月  
府民環境部

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営む助けとなるよう、社会全体で犯罪被害者等を支え、ともに寄り添うきめ細やかな支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定します。

## 1 骨子案の主な内容

## 【基本理念】

- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく行われるよう、社会全体で推進されなければならない。

## 【支援に関する計画】

- 府は、犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方、犯罪被害者等支援の具体的施策等について基本計画に定める。

## 【府の基本的な施策】

- 犯罪被害者等が直面している各般の問題に対する相談及び情報の提供、心身に受けた影響からの回復を図るための支援、日常生活の支援、安全の確保、居住の安定、雇用の安定、経済的負担の軽減等に関して必要な施策を講じる。
- 人の生命及び身体に甚大な被害を及ぼす重大な事案が発生した場合には、関係機関と協働して、緊急的に必要な支援を実施する。
- 犯罪被害者等がインターネット上の誹謗中傷により直面している各般の問題について、相談及び情報提供等必要な施策を講じる。
- 府民等が犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等支援が社会全体で推進されるよう、広報及び啓発、教育の充実等の必要な施策を講じる。

## 【推進体制等】

- 関係機関が一体となって犯罪被害者等支援を推進するための支援調整会議を設置し、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援の協議を行う。
- 犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び確保を図るための研修等を実施する。

## 2 条例制定に向けた今後のスケジュール

- ・ 令和4年12月定例会 骨子案報告
- ・ 令和4年12月～令和5年1月 パブリックコメント実施
- ・ 令和5年2月定例会 議案提出
- ・ 令和5年4月施行

## 京都府犯罪被害者等支援条例（仮称）の骨子案

区分	ポイント	概 要
目的	社会全体で犯罪被害者等を支える	・犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって、社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与
基本理念	犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇、権利を尊重する	・犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、二次被害が生じることのないよう適切な配慮を行い、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで途切れることのない支援を関係機関が協働して社会全体で推進
責務	犯罪被害者等支援に関し、府、府民、事業者等の責務を明らかにする	・関係機関が協働して総合的かつ計画的に犯罪被害者等支援施策を推進 ・犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせないよう配慮
計画	犯罪被害者等支援に関する計画に基本的な考え方、具体的な取組を盛り込む	・犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方及び犯罪被害者支援を推進するための具体的な取組を内容とする計画を、京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例に基づく「犯罪のない安心・安全なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援に関する計画」に盛り込み策定
基本的な施策	犯罪被害者が直面する各般の問題について相談に応じる	・犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言等必要な施策を実施 ・犯罪被害者等が府内に住所を有しない場合であっても、住所地の都道府県等と連携しながら犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言等必要な施策を実施
	犯罪被害者が心身に受けた影響からの回復を図る	・犯罪被害者等の心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を実施
	犯罪被害者等の日常生活を支援する	・犯罪被害者等の生活の再建を図るため、日常生活の支援に関する情報の提供、助言等必要な施策を実施
	犯罪被害者等の安全を確保する	・犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護等必要な施策を実施
	犯罪被害者等の居住の安定及び雇用の安定を図る	・犯罪被害者等の居住の安定を図るため、府営住宅への優先入居等必要な施策を実施 ・犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者に対する啓発等必要な施策を実施
	犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る	・犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言等必要な施策を実施
	損害賠償請求に関する情報を提供する	・犯罪被害者等が損害賠償請求を適切かつ円滑に行うことができるよう、損害賠償請求に関する情報の提供、助言等必要な施策を実施
	犯罪被害者等の保護又は刑事手続等の過程における配慮、支援を行う	・犯罪被害者等の保護又は刑事手続等の過程における犯罪被害者等の人権に対する配慮に関する研修、犯罪被害者等の負担軽減のための弁護士等による相談等必要な施策を実施
	重大な事案における支援を実施する	・犯罪等により人の生命及び身体に甚大な被害を及ぼす重大な事案が発生した場合には、市町村、警察、民間支援団体その他関係機関と協働して支援態勢を整え、緊急的に必要な支援を実施
	インターネット上の誹謗中傷事案に関する支援を実施する	・犯罪被害者等がインターネット上の誹謗中傷により直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、専門機関の紹介等必要な施策を実施
推進体制等	府民理解を増進する民間支援団体等に対し支援する	・犯罪被害者等支援が社会全体で推進されるよう、市町村、学校、民間支援団体その他の関係機関と連携して、広報及び啓発、教育の充実等必要な施策を実施 ・民間支援団体に対し、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言等必要な施策を実施
	関係機関が一体となって犯罪被害者等支援を推進するための体制を構築する	・府、市町村、警察、民間支援団体で構成する支援調整会議を設置し、犯罪被害者等が直面する各般の問題に関し、関係機関が必要な支援を迅速かつ適切に実施するための協議を実施
	犯罪被害者等支援を担う人材を育成する 財政上の措置を講じる	・犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び確保を図るための研修等必要な施策を実施 ・犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財源を確保